

## 入札説明書等配布一覧表

入札の名称【山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札】

No	名称	部数等
1	入札説明書 (添付様式) ・ 一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号） ・ 質問書（様式第7号） ・ 入札書（様式第8号） ・ 委任状（様式第9号）	1部
2	山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る 仕様書 (添付資料) ・ 広告掲出審査票 ・ 位置図	1部
3	山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る 契約書（書式）	1部

（注）上記内容について、落丁等がないか確認してください。

山形県総務部管財課

# 入札説明書

山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札公告に基づく一般競争入札については、関係法令及び山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

## 1 担当部局等

契約、仕様書に関する事務を担当する部局等（以下「契約担当部局」という。）  
〒990-8570 山形市松波二丁目8番1号  
山形県総務部管財課施設管理担当 電話番号 023(630)2063

## 2 入札参加者の資格

- (1) 「山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと」とは、入札参加資格審査日（一般競争入札参加資格確認申請書の提出期限の日）から開札日までの期間中のいずれの日においても指名停止措置を受けていないことをいう。
- (2) 公告で指定された期限までに申請書を提出しない者及び入札参加資格が無いと認められた者は、本件入札に参加することができない。

## 3 入札参加資格の審査等

- (1) 本件入札に参加を希望する者は、入札公告の「入札参加者の資格」を有することを証するため、申請書を公告で指定された提出場所へ提出し、入札参加資格の有無について契約担当者の審査を受けなければならない。
- (2) 提出書類  
一般競争入札参加資格確認申請書（様式第1号）
- (3) 上記(2)の書類を郵送で提出する場合は、書留郵便に限る。
- (4) 申請書を提出した者は、入札日の前日までに添付書類に関し説明又は協議を求められた場合はこれに応じるものとし、必要な場合には添付書類の追加に応じるものとする。なお、その指示に応じないときは、入札参加資格がないものとみなす。
- (5) 申請書の作成及び提出に係る費用は、申請者の負担とする。

## 4 入札参加資格審査結果の通知

入札参加資格の審査は、その提出期限の日を基準日として行うものとし、その結果は令和7年2月18日（水）までに通知する。

## 5 仕様書に関する質問等

- (1) 仕様書に関し質問がある場合は、令和7年2月16日（月）午後5時までに契約担当部局に別紙様式第7号により持参又は郵送（書留郵便に限る。）で提出すること。なお、郵送による場合は、上記期限まで契約担当部局に到達しなければ

ならない。

- (2) (1)の質問に対する回答は、質問者あて書面により行うとともに、その回答書は、当該回答を行った日の翌日から入札執行の日時までの期間、1の場所において閲覧に供する。
- (3) 現地説明会等は特に実施しない。なお、現地確認を希望する場合には、契約担当部局に連絡の上、県の業務に支障がないよう各自で確認することができる。

## 6 入札の辞退等

- (1) 入札参加者は、入札書を提出するまでの間は、いつでも入札を辞退することができる。入札を辞退する場合は、書面により行うものとする。この場合は、辞退する入札の名称、入札日、辞退する者の氏名又は名称、辞退する理由を記載した書面に代表者印を押印し、入札を執行する日時までに提出するものとする。
- (2) 入札参加者が入札執行時刻に遅れた場合は、本件入札を棄権したものとみなす。

## 7 入札

- (1) 入札書の様式は、入札書（様式第8号）による。
- (2) 入札書は入札公告の「入札の場所及び日時」に持参するものとするが、郵送による提出も認める。（書留郵便に限る。）
- (3) 入札書は封筒に入れて厳封し、表に「氏名又は名称」及び「入札の名称」を記載すること。
- (4) 入札書を郵送により提出する場合は二重封筒とし、入札書を中封筒に厳封の上、上記(3)の内容を記載し、表封筒に「入札書在中」と朱書きすること。なお、令和8年2月20日（金）午後5時までに契約担当部局に必着とし、当該日時までに到達しなかった場合は棄権とみなす。
- (5) 入札者は名刺を提出し、代理人をして入札に関する行為をさせようとする者は、委任状（様式第9号）を作成し提出せること。
- (6) 入札者又は入札者の代理人は、当該入札に関する他の入札者の代理をすることはできない。また、法人の代表者（支店長等の受任者を含む。）が自ら入札する場合は、当該入札に関して他の入札者となることはできない。
- (7) 入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税相当額を含むものとし、契約期間内の業務の遂行に必要な打合せ等の付随業務に係る旅費、日当、使用料、その他一切の諸経費を含む総額とする。

## 8 開札

入札者又はその代理人は開札に立ち会うものとする。入札者又はその代理人が立ち会わない場合においては、入札事務に関係のない山形県職員を立ち合わせて開札を行う。

開札に立ち会わない入札者は、開札結果の通知に必要な返信用封筒に、受取人の住所、氏名又は名称等を明記のうえ、所定の料金の切手を貼ったものを入札書とともに提出しなければならない。

## 9 入札の無効

次に掲げる入札は無効とする。

- (1) 入札公告に示した入札参加資格のない者（入札参加資格があることを確認された者で、開札時において入札公告に示した入札参加資格を満たさなくなった者を含む。）のした入札
- (2) 申請書に虚偽の記載をした者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札の公正な執行を妨げ、又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るため連合したと認められる入札
- (5) 同一の事項につき 2 通以上の入札書を契約担当者に提出した入札
- (6) 金額、氏名等の入札要件が確認できない入札書、記名押印を欠く入札書又は入札金額を訂正した入札書を契約担当者に提出した入札
- (7) その他入札に関する条件に違反した入札

## 10 再度入札

予定価格以上の価格の入札がないときは、直ちに再度の入札を行う場合がある。  
再度の入札を辞退するときは、入札書に「辞退」と記載し、提出すること。  
入札を一度辞退した者は、当該入札案件の再度の入札に参加することはできない。

## 11 落札者の決定方法

- (1) 入札者の中で、県の予定価格以上で最高の価格をもって入札（有効な入札に限る。）を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が二者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。この場合において、当該入札者のうち立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、当該入札執行事務に係のない山形県職員にこれに代わってくじを引かせ落札者を決定する。
- (3) 落札者の決定の時までに入札参加資格を満たさなくなった者は落札者とはい。

## 12 その他

- (1) 申請書に虚偽の記載をした場合においては、山形県競争入札参加指名停止要綱に基づく指名停止措置を行うことがある。
- (2) 入札参加者の連合、その他の理由により入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取り止めことがある。
- (3) 入札をした者は、入札後、契約条項又は入札条件等の不明を理由として異議を申立てることができない。
- (4) 落札者は予約完結権を他に譲渡することができない。
- (5) 入札者又はその代理人は、即日口頭落札決定通知を受領するための印鑑（入札書に使用する印鑑に限る。ただし、代理人の場合は当該代理人の印鑑とする。）を持参すること。なお、当該印鑑を持参できない場合は、入札執行時の指示によ

り落札決定を通知する。

(6) 本件契約の条項は、別に示す契約書（書式）による。

(7) その他必要とする入札に関する条件については、入札執行時の指示による。

様式第1号（一般競争入札参加資格確認申請書）

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地  
氏名又は名称  
代表者氏名

一般競争入札参加資格確認申請書

下記に係る入札参加資格について確認されたく申請します。  
なお、公告された資格を有することについては事実と相違ないことを誓約します。

記

1 入札公告日及び名称

- (1) 入札公告日 令和8年2月3日（火）  
(2) 入札の名称 山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札

※登録番号	※確認印

※申請者は記入しないでください。

様式第7号（一般競争入札仕様書等に関する質問書）

令和　年　月　日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者氏名

競争入札に関する質問書

下記入札に係る仕様書等について、下記のとおり質問します。

記

1 入札公告日及び名称

(1) 入札公告日 令和8年2月3日(火)

(2) 入札の名称 山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札

2 質問事項等

様式第8号（入札書）

入 札 書

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

入札者 住 所 又 は 所 在 地 <sup>※1</sup>

氏名又は名称及び代表者名

印

〔 代理人氏名 <sup>※2</sup> 〕

印 ]

山形県財務規則及び山形県契約約款により入札条件を承認し、下記のとおり入札します。

記

入 札 金 額	¥
入札保証金額	免 除
入 札 の 名 称 及 び 規 格	山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札 (規格は入札説明書及び仕様書のとおり)
数 量	一
納 入 場 所 又は引渡場所	山形県庁舎
履 行 期 間 又は履行期限	令和8年4月1日から令和9年3月31日まで
摘要	

備考 「摘要」欄には物件売払契約に係る入札の場合にあっては代金納入期限等その他の場合にあっては必要事項を記入すること。

※1 入札者の「住所又は所在地」並びに「氏名又は名称及び代表者名」は、必ず記載すること。（代理人人が入札する場合であっても、記載すること。その場合、押印は不要。）

※2 代理人が入札する場合は、※1の記載に加え、〔 〕欄に記名・押印のうえ入札すること。

様式第9号（委任状）

委 任 状

令和 年 月 日

山形県知事 吉村 美栄子 殿

住所又は所在地

氏名又は名称

代表者 氏名

印

私は を代理人と定め、下記の権限を

(使用印鑑 )

委任します。

記

1 山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る入札並びに見積  
に関する一切の件

2 委 任 期 間

令 和 年 月 日 から

令 和 年 月 日 まで

# 山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る仕様書

この仕様書は、広告を掲出する権利の売却に係る必要事項を定めるものである。

## 1 広告を掲出する媒体等

### (1) 広告媒体

山形県庁舎（山形市松波二丁目8番1号）内

#### 【参考】

- ・ 土、日及び祝日並びに12月29日から1月3日は閉庁日
- ・ 勤務する職員数 約2,000人
- ・ 平均来庁者数 約1,100人（1日当たり）

### (2) 広告掲出期間

広告を掲出できる期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### (3) 売却する権利に係る広告を掲出できる場所及び掲出可能面数等

掲出場所	掲出可能面数	位置図番号
1 1階エレベーターホール壁面		
中央東側	北側	⑯
	中央北側	⑰
	中央南側	⑱
	南側	⑲
中央西側	北側	⑳
	中央北側	㉑
	中央南側	㉒
	南側	㉓
東側非常用エレベーターホール	2面	㉔,㉕
2 エレベーター内壁面		
中央東側	11号機内	㉖～㉗
	12号機内	㉘～㉙
	13号機内	㉚～㉛
中央西側	14号機内	㉜～㉝
	15号機内	㉞～㉟
	16号機内	㉢,㉔
東側非常用	21号機内	㉛～㉜
	22号機内	㉖～㉗
西側非常用	23号機内	㉑,㉒
計		35面

※掲出場所の詳細については、別紙位置図による。

※掲出する広告物が掲出可能数に満たない場合、掲出を行わないパネルには、県がその事業に関するポスターを無償で掲出できるものとする。

※契約期間の更新は行わない。

(4) 掲出広告の規格

- ① 広告の種類 広告ポスター
- ② ポスターのサイズ A1判縦以内とする。

(5) 開庁日におけるエレベーターの運行状況（令和8年2月3日現在）

- ① 午前8時00分から午後6時00分は、全てのエレベーターが運行する。
- ② エレベーターの運行時間は、年度途中で変更する場合がある。

2 広告の範囲

山形県庁内に掲出できる広告の範囲は、「山形県広告掲載要綱（以下「要綱」という。）」及び「山形県庁舎広告掲出基準（以下「掲出基準」という。）」に定めるところによる。

3 掲出する広告物等の審査

- (1) 広告取扱業者は、掲出する広告物の内容及び広告主について、その都度広告掲出前に、要綱及び掲出基準に定めるところにより「山形県庁舎広告審査委員会（以下「審査委員会」という。）」の審査を受けるものとする。
- (2) 広告取扱業者は、前項に規定する審査を受け、承認を受けなければ広告を掲出することができない。
- (3) 審査に際しては、別添「県庁舎広告掲出審査票」に掲出する広告を添付し、原則として掲出予定日の7日前までに契約担当部局に提出しなければならない。
- (4) 審査委員会において必要があるときは、関係者の出席を求め意見又は説明を求めるときがある。

4 広告の掲出方法

ポスターの掲出は、県が設置する広告枠に掲出すること。広告枠にポスターを掲出する際は、広告取扱業者自らが掲出すること。

5 費用の負担

広告の作成及び掲出並びに撤去に係る経費は、広告主又は広告取扱業者の負担とする。

6 広告取扱業者の責務

- (1) 広告取扱業者は、広告の内容その他広告に関する事項について一切の責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理、第三者に不利益を与える行為その他不正な行為を行ってはならない。
- (2) 広告取扱業者は、広告の掲出により県及び第三者に損害を与えた場合は、自らの責任及び負担において解決しなければならない。
- (3) 広告取扱業者の責めに帰すべき事由により広告掲出場所又はパネル等の全部又は一部をき損した場合は、広告取扱業者の負担で原状に回復しなければならない。

## 広 告 掲 出 審 査 票

広告掲出する財産名及び場所		① 1階中央エレベーターホール（位置図番号： ） ② 中央エレベーター内（位置図番号： ） ③ 西側非常用エレベーター内（位置図番号： ） ④ 1階東側非常用エレベーターホール（位置図番号： ） ⑤ 東側非常用エレベーター内（位置図番号： ）
掲出する広告物		
掲出希望期間		令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日
広告主に関する事項	会社名	
	所在地	
	連絡先	
	会社の概要	

- ※ 1 該当するものに○を付すこと。  
 2 「会社の概要」については、広告主である会社の事業内容を記載すること。

## 1 掲出物件に関する事項

No	審査項目	可否	※審査
1	法令等に違反していない又はその恐れがない		
2	公序良俗に反していない又はその恐れがない		
3	人権侵害をしていない又はその恐れがない		
4	政治性又は宗教性がない		
5	個人の氏名を含んでいない		
6	社会問題その他についての主義若しくは主張に当たらない		
7	風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）の規定により許可又は届出が必要な営業ではない		
8	消費者金融に該当しない		
9	たばこ（禁煙や健康被害に係るものを除く）に該当しない		
10	比較広告に該当しない		
11	ギャンブル（宝くじ及びスポーツ振興くじを除く）に該当しない		

12	水着姿、裸体等を含んでいない（スポーツに係るものを除く）		
13	青少年の健全な育成を阻害していない又はその恐れがない		
14	第三者の著作権その他の財産権、プライバシー等を侵害していない又はその恐れがない		
15	公正競争規約、公的機関が定める広告規制、これらに準じる業界規制に違反していない又はその恐れがない		
16	事実誤認の恐れがない		
17	当該広告の内容について、県が推奨しているかのような誤解を与える恐れがない		
18	会社名、商品名を著しく繰り返していない		
19	絵柄や文字が過密になっていない		
20	意味なく体の一部を強調していない		
21	色彩、配色又は文字による表現等が著しく過剰ではない		
22	店舗の美観を著しく損ない、県民等に不快感を与えるものではない		
23	広告内に広告を掲出するものの氏名、電話番号及び住所（法人にあっては法人の名称、電話番号及び主たる事務所の所在地）が明記されている		
24	その他広告として表示することが適当と認められる		

## 2 広告主に関する事項

NO	審　　査　　項　　目	可否	※審査
1	法令等に違反した者（団体）ではない		
2	県から指名停止を受けている者（団体）ではない		
3	県から不利益処分を受けている者（団体）ではない		
4	暴力団又は暴力団の構成員その他これに準ずる者（団体）ではない		
5	その存在や活動実態が明確な団体である		
6	その他広告を表示する広告主として適当と認められる		

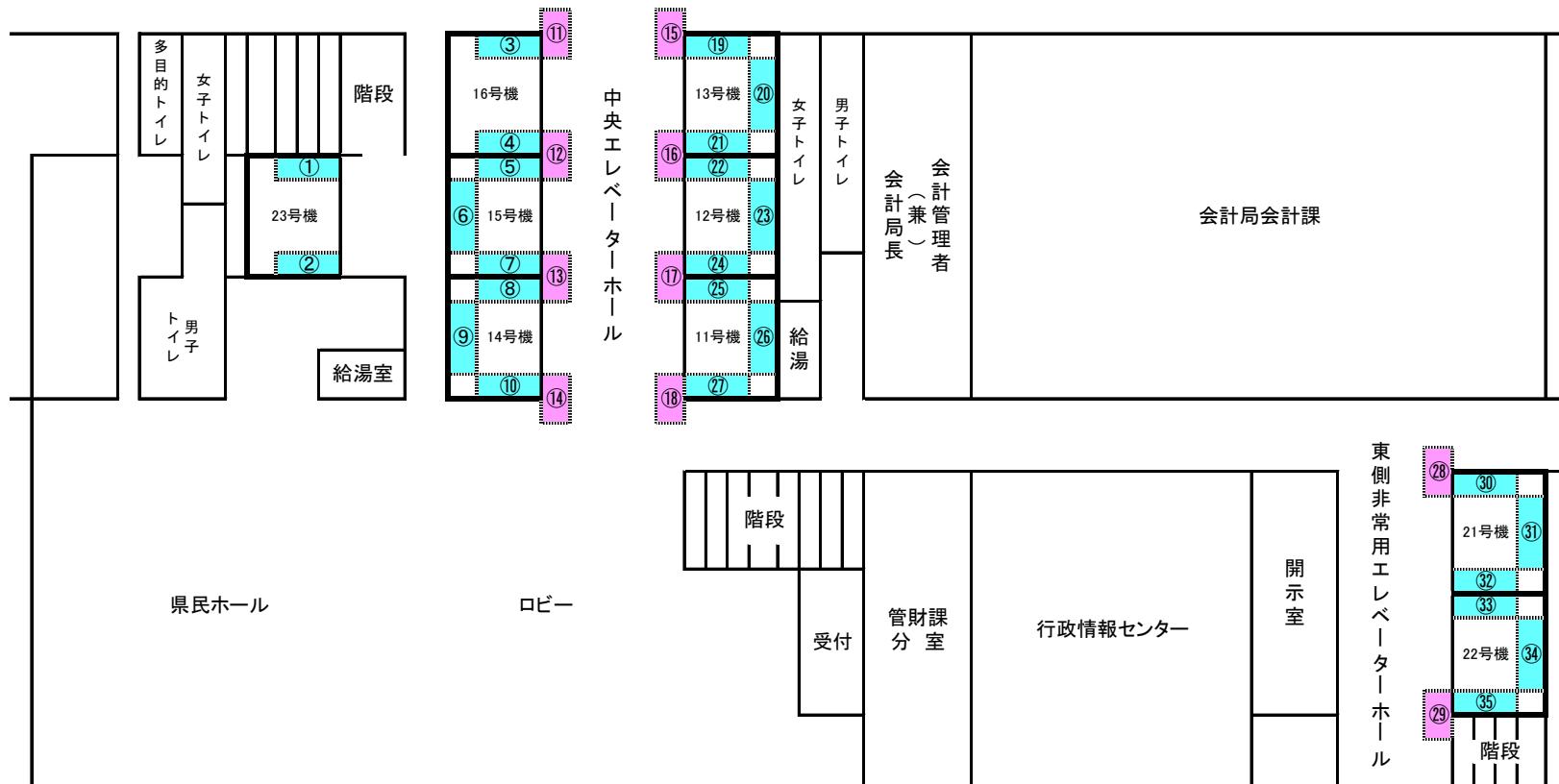
※1 項目ごとに、該当する場合は「可否」欄に○を付すこと。

2 「※ 審査」欄は記入しないこと。

別紙

位 置 図

【山形県庁舎1階】



… エレベーター内壁面

… エレベーターホール壁面

※1面当たり 約0.5平方メートル(縦 0.841メートル、横 0.594メートル)

## 山形県庁舎における広告を掲出する権利の売却に係る契約書

山形県知事 吉村美栄子（以下「売主」という。）と （以下「買主」という。）は、広告を掲出する権利の売却について、次の条項により契約を締結する。

### （広告を掲出する権利の売却について）

第1条 この契約書における「広告を掲出する権利の売却」とは、売主が、別表に記載する広告枠内に広告を掲出する権利を買主に売却することをいう。

2 売主は、第3条に定める期間中、買主に対して広告を掲出する権利を売却し、買主はこれを取得する。

### （広告の掲出）

第2条 買主は、次に掲げるものほか、別添「広告を掲出する権利の売却に係る仕様書」に記載する事務を行うものとする。

- (1) 広告の掲出を希望する広告主（以下「広告主」という。）の募集
- (2) 当該広告の掲出及び撤去

### （広告を掲出する権利の売却期間）

第3条 広告を掲出する権利の売却期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

### （契約金額と支払い）

第4条 買主は、第1条に定める広告を掲出する権利の売却の対価として、売主に対して総額 円（うち消費税及び地方消費税の額 円）を支払う。

2 買主は、前項に定める対価について、売主が発行する納入通知書により、次に定める期間、納入金額及び納期限により売主に納入する。

期間	納入金額	納期限
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	円	令和8年4月30日(木)

3 買主は、前項に定める納期限までに納入金額を売主に納入しない場合は、納期限の翌日から納入した日までの期間の日数に応じ、年 14.5 パーセントの割合で計算した額の違約金を売主に支払わなければならない。

4 買主は、この契約の締結と同時に契約保証金として、金 <契約金額の 100 分の 10 に相当する金額以上の額> 円を売主が発行する納入通知書により納付しなければならない。ただし、山形県財務規則（昭和39年3月県規則第9号）第135条各号のいずれかに該当する場合は免除する。

5 売主は、契約期間満了後前項に定める契約保証金を買主に返還するものとし、利息は付さないものとする。

#### (広告の審査)

第5条 買主は、掲出する広告の内容及び広告主について、その都度売主の審査を受けなければならない。

2 売主は、買主から審査の申請を受けたときは、速やかに審査し、その結果を買主に通知するものとする。

#### (広告の修正等)

第6条 売主は、掲出した広告又は広告主が次の各号のいずれかに該当する場合は、買主に広告の掲出中止又は内容の修正を求めることができる。

- (1) この契約又は法令等に違反し、又はそのおそれがあるとき。
- (2) 広告の内容等が虚偽であることが判明したとき。

#### (権利義務の譲渡の禁止)

第7条 買主は、売主の承諾がない限り、この契約書により生じる契約上の地位及びいかなる権利又は義務も第三者に譲渡し、移転し、若しくは担保に供してはならない。

#### (契約不適合等)

第8条 買主は、この契約締結後、売主が設置する広告枠に関して、契約の内容に適合しないものがあつても、売主に対し、広告掲出料の減免若しくは損害賠償の請求をすることができない。

#### (損害賠償)

第9条 売主及び買主は、この契約に定める義務を履行しないため相手方に損害を与えたとき、又は第10条の定めによる契約の解除を原因として損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

2 前項の規定による賠償額は、売主、買主協議により定めるものとする。

#### (契約の解除等)

第10条 売主、買主のいずれかがこの契約に定める義務を履行しない場合、それぞれの相手方は、この契約を解除できるものとする。この場合、売主及び買主は、事前に協議を行わなければならない。

2 買主の社会的信用が失墜したと客観的事実に基づき売主が認めた場合は、売主は、この契約を解除することができるものとする。

3 売主は、買主（買主が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下この項において同じ。）が次のいずれかに該当するとき、この契約を解除することができる。

- (1) 役員等（買主が個人である場合にはその者を、買主が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなく

なった日から 5 年を経過しない者（以下この項において「暴力団員等」という。）であると認められるとき。

- (2) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められるとき。
- (3) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等したと認められるとき。
- (4) 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していると認められるとき。
- (5) 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (6) 買主が詐欺その他の不正行為をしたとき。

4 売主が第 1 項から第 3 項までの定めによりこの契約を解除する場合は、買主は、支払済の契約金額の残余の日割分の返還を売主に請求できない。なお、買主は、契約金額を未払いの場合は、契約解除までの日割分を売主に支払わなければならない。

5 買主が、第 1 項の定めによりこの契約を解除する場合は、売主は、受領済の契約金額の残余の日割分を買主に返還しなければならない。なお、売主は、契約金額を未受領の場合は、買主に契約解除までの日割分を請求できる。

#### （談合等に係る契約解除及び賠償）

第 11 条 前条に定める場合のほか、売主は、この契約に関して次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約を解除することができる。

- (1) 買主が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第 7 条第 1 項若しくは第 2 項（第 8 条の 2 第 2 項及び第 20 条第 2 項において準用する場合を含む。）、第 8 条の 2 第 1 項若しくは第 3 項、第 17 条の 2 又は第 20 条第 1 項の規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟（行政事件訴訟法（昭和 37 年法律第 139 号）第 3 条第 1 項に規定する抗告訴訟をいう。以下この条において同じ。）を提起しなかったとき。
  - (2) 買主が独占禁止法第 7 条の 2 第 1 項（同条第 2 項及び第 8 条の 3 において読み替えて準用する場合を含む。）若しくは第 4 項又は第 20 条の 2 から第 20 条の 6 までの規定による命令を受け、当該命令に係る抗告訴訟を提起しなかったとき。
  - (3) 買主が前 2 号に規定する抗告訴訟を提起し、当該抗告訴訟について棄却又は却下の判決が確定したとき。
  - (4) 買主（法人の場合にあっては、その役員又はその使用人）が刑法（明治 40 年法律第 45 号）第 96 条の 6 若しくは第 198 条又は公職にある者等のあっせん行為による利得等の処罰に関する法律（平成 12 年法律第 130 号）第 4 条の規定による刑に処せられたとき。
- 2 買主は、この契約に関して前項各号のいずれかに該当するときは、売主が契約を解除する

か否かを問わず、賠償金として、契約金額の 100 分の 10 に相当する額を売主の指定する期間内に支払わなければならない。ただし、売主が特に認める場合は、この限りでない。

- 3 この契約の履行の完了後に、買主が第 1 項各号のいずれかに該当することが明らかになつた場合についても、前項と同様とする。
- 4 第 2 項の規定は、同項の規定に該当する原因となつた違反行為により売主に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、売主がその超える部分に相当する額につき賠償を請求することを妨げるものではない。

(原状回復)

第 12 条 この契約が終了したときは、第 1 条に規定する広告枠を買主の費用負担と責任により原状回復しなければならない。

- 2 前項の規定は、前条の規定により、この契約が解除されたときも同様とする。

(履行不能の場合の措置)

第 13 条 売主又は買主は、天災その他その責めに帰することができない事由により、この契約の全部又は一部を履行することができないときは、この契約を解除できるものとする。

(疑義等の協議)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義の生じた事項については、必要に応じ、売主、買主協議のうえ決定するものとする。

(裁判管轄)

第 15 条 この契約に関する訴訟の提起等は、売主の所在地を管轄する裁判所で行う。

この契約の締結を証するため、この契約書 2 通を作成し、売主、買主が記名押印のうえ、各自 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

売 主 山形市松波二丁目 8 番 1 号  
山形県知事 吉村 美栄子

買 主

別 表 (第1条関係)

山形県庁舎内の下記の場所に設置した広告枠内に掲出するものとする。

記

掲出場所		掲出可能面数
1 1階エレベーターホール壁面		
中央東側	北側	1面
	中央北側	1面
	中央南側	1面
	南側	1面
中央西側	北側	1面
	中央北側	1面
	中央南側	1面
	南側	1面
東側非常用エレベーターホール		2面
2 エレベーター内壁面		
中央東側	1 1号機内	3面
	1 2号機内	3面
	1 3号機内	3面
中央西側	1 4号機内	3面
	1 5号機内	3面
	1 6号機内	2面
東側非常用	2 1号機内	3面
	2 2号機内	3面
西側非常用	2 3号機内	2面
計		35面